

小樽商科大学における PI 人件費の支出により確保された財源の配分・活用策について

令和 7 年 2 月 17 日
学 長 裁 定

「北海道国立大学機構における研究代表者（PI）人件費の支出に関する取扱要項」（令和 6 年 9 月 24 日制定）及び「外部資金の直接経費から PI 等の人件費を支出することにより確保した財源の活用方針等について」（令和 6 年 9 月 24 日理事長制定）（以下「活用方針」という。）に基づき、小樽商科大学における PI 人件費の支出により確保された財源の配分・活用策について、次のとおり定めるものとする。

1. PI 人件費の支出により確保された財源の配分・活用策について

（1）配分について

活用方針に基づき、直接経費から人件費を支出した PI 等への支援及び大学の研究力向上を図るための施策に資するため、PI 人件費の支出により確保された財源について、以下のとおり配分するものとする。

- ① PI 等：50%
- ② 大学：50%

（2）確保された財源の活用策について

活用方針に基づき、以下のとおり活用する。

- ① 競争的研究費の獲得により本学への貢献が顕著な PI に対する支援として、PI 自身が（1）①の配分に基づき、以下のいずれか又は両方の用途を選択できるものとする。ただし、「PI 等に対するインセンティブの付与（手当支給）」については、PI 等の業績に基づき承認された場合に限り支給できるものとする。
 - ・PI 等に対するインセンティブの付与（手当支給）
 - ・PI 等に対するインセンティブの付与（研究費配分）
- ② 本学における研究力向上を図るため、（1）②の配分に基づき、以下に掲げる活用策を実施するものとする。
 - ・若手研究者支援の充実（若手研究者の新規雇用、研究費配分、博士学生経済支援等）
 - ・ダイバーシティの拡充（女性研究者・外国人研究者の新規雇用、研究費配分等）
 - ・研究支援人材の拡充
 - ・共用設備・機器の整備
 - ・その他、研究力向上に資すること